

『東京府行政文書』にみる 初代東京府庁舎開庁と大名屋敷の転用過程

東京都公文書館 史料編さん担当
小粥 祐子

1 はじめに 研究の目的と方法

初代東京府庁舎は旧大和郡山藩柳沢家上屋敷（以下、柳沢家上屋敷と略記する）を転用して開庁し、明治27年（1894）に2代目東京府庁舎が開庁するまで用いられた。本稿は、旧柳沢家上屋敷を初代東京府庁舎に転用するにあたっての改築過程と開庁後の改修内容を明らかにするものである。

明治維新を経て明治政府が誕生した当初、首都となった東京には皇居を中心として官庁・役所街が形成され、その際、旧大名屋敷を転用して官庁庁舎としたことが知られている¹。しかし、実際に大名屋敷をどのように庁舎として転用したのかは明らかになっていない。

一方で、東京府については、開庁準備の書類を編綴した『東京府御開書留〔東京府開設書〕（常務方持）明治元辰年8月より』（請求番号：605.A4.01）をはじめ、全てとは言えないまでも、庁舎の修繕・増改築に関する書類が残されている。特に、明治5年（1872）度以降、各掛^{かかり}から修繕・増改築工事を担当した宮繕掛に依頼した文書や勘定（出納）記録が年度毎にまとめられていて、断片的ではあるが修繕・増改築の実態が明らかになる。それら書類をめくると、開庁当初から数年は、いわゆる大名屋敷特有の不便さを解消するための改修が行われ、その後は建物の経年劣化に対処するメンテナンスと行政組織の改変による増改築が行なわれていたことがわかる。

そこで、本稿では、大名屋敷を府庁舎としてどのように転用したのか、まず、旧柳沢家上屋敷の配置図と東京府庁舎の平面図を対比させ明らかにする。次に、明治5年度に行われた郷村掛執務室の改修を例として、大名屋敷特有の不便さ、特に採光面をいかにして改善したか明らかにする。

なお、明治政府は、明治5年11月9日に太陰暦を廃し、同年12月3日を明治6年1月1日として太陽暦に改めたが、本稿では公文書に記載された年月日のまま記述する。また、資料名の末尾に請求番号のみを記しているものは、当館所蔵の資料である。

2 東京府開庁までの経緯²

明治政府は、慶応4年（1868）5月19日、江戸の町人地を管理していた南・北町奉行所を廃止し、その建物を南・北市政裁判所という名称に改め新たな組織をつくった。さらに、同年7月17日には天皇から江戸を「東京」と改称する詔が出され、市政裁判所を廃

し東京府が置かれた。8月17日、幸橋御門内元柳沢甲斐守邸を東京府庁舎とし、この日、初代東京府知事・烏丸光徳、東久世中将が移った。しかし、この時点で、未だ庁舎は改築工事中であったため、東京府としての実質的な執務は旧南市政裁判所で行われた。ようやく8月29日になって、9月2日から新庁舎での御用を始める旨の町触が出され正式に東京府が開庁した。

3 大和郡山藩柳沢家江戸上屋敷

先述のように、初代東京府庁舎は旧柳沢家上屋敷を転用したものである。そこで、まず、東京府庁舎に転用された屋敷がいつ建てられたものであるか検討する。

3-1 柳沢家上屋敷の変遷

大和郡山藩柳沢家は、享保9年（1724）、柳沢吉里よしさとが甲府藩から大和郡山藩へ転封したことから始まる。吉里は徳川5代将軍綱吉の側用人として知られた甲府藩主柳沢吉保の嗣子である。

柳沢家上屋敷は柳沢吉保（甲府藩）の時代から神田橋御門内に置かれていたが、吉里が家督を継いだ後、正徳5年（1715）3月21日、幕府からの命により、出羽庄内藩主酒井左衛門佐忠眞と屋敷地を交替し、幸橋御門内へ移った。この時、柳沢家は酒井家敷地の西側にあった伯太藩渡辺半次郎屋敷はかたと合わせ拝領している³。この時の柳沢家上屋敷の坪数は明らかではないが、享保16年（1731）4月、幸橋から新シ橋までの土手沿いに新しい道をつくるため、敷地のうち約714坪を幕府へ返上した⁴（図1）。これ以後、明治維新を迎えるまで屋敷地に変化はなかった⁵。慶応4年（1868）、柳沢家上屋敷を東京府庁舎に転用するため、柳沢家は愛宕山薬師小路へ移された⁶。

3-2 上屋敷の建替え

これまでの研究では、東京府庁舎に転用された柳沢家上屋敷の建物が、いつ建てられたものであるか明らかになっていない。大名の江戸藩邸を建て替えるきっかけとしては、火災や地震による被害を受けた時、藩主の代替り、参勤交代などに伴う家臣の増減、建物の経年劣化などが挙げられる。

特に、江戸は度々の火災によって多くの建物が焼失し、その度に建物を建て直し復興してきた。このことは、幕府の政庁である江戸城も例外ではなく度々の被害に遭っていて、江戸城に近い柳沢家上屋敷についても同様であった。また、地震後に発生した火災によって被害を受けることがあった。

これら災害歴から、柳沢家上屋敷の建替え歴をまとめると次のようになる。

柳沢家上屋敷は、江戸市中で発生した明和9年（1772）、文化3年（1806）のいわゆ



図1 幸橋門内 柳沢家上屋敷の位置
『御府内往還其外沿革図書四 文久元酉年調継 四』
(請求番号：ZH-705)

る江戸の三大大火のうちの2件や、享保16年（1731）4月15日、享保17年（1732）2月、寛政6年（1794）1月10日の火災で被害を受けている。このうち享保と寛政の火災については、屋敷の被害状況が江戸時代に書かれた書物や文書に記されている。

享保16年の火災は、『柳営日次記』によると、内桜田（馬場先）にあった松平伊豆守上屋敷北長屋から出火した。この時の柳沢家上屋敷の被害状況については、『柳沢家伝附録』（国立公文書館蔵）に、「目白辺失火延及、吉里居第悉為煨燼避火了駒籠（ママ）別館 上使嶋津式部久芬来臨蒙 御懇之上意」とあり、柳沢家上屋敷は全焼し、藩主吉里は駒込（六義園）へ避難したことがわかる。幸橋から新シ橋までの新道は、おそらく、この火災後に作られたものであろう⁷。

翌17年の火災は、『月堂見聞集』によると、芝愛宕下青松寺からの出火による飛び火で、柳沢家上屋敷は半焼したものの表門は別条なかったとある。

寛政6年の火災は、『武江年表』によると、「糺町秋田屋何某」から出火したもので「桜田火事」と呼ばれている。この時の藩主は3代保光であった。柳沢家上屋敷に建てられた建物は土蔵と練塀を除いて全焼したが、同年11月には再建された⁸。

その後、柳沢家上屋敷の火災そのものによる被害は把握できていないが、安政2年（1855）10月2日深夜に江戸で発生した地震後、新吉原辺りから発生した火災が外桜田まで至り、柳沢家上屋敷は類焼した⁹。この時の類焼の範囲や規模は明らかではないが、上屋敷は再建されたようで、それを推測させる史料に、「御上棟式安政四丁巳年十二月廿一日」と記された『柳沢家御表玄関正面建地割図』（東京都立中央図書館蔵）がある。その後、柳沢家上屋敷が火災や地震などの被害を受けた記録がないこと、また、明治政府が誕生する僅か10年前であることを考えると、安政4年に再建された上屋敷が東京府庁舎に転用されたものと考えるのが妥当であろう。

3-3 上屋敷の構成

次に、柳沢家上屋敷に建てられた建物の配置について述べる。柳沢家上屋敷の建物配置が明らかになる史料に「旧柳沢家邸之図」（国立国会図書館蔵）がある（以下、屋敷図と略記する）（図2）。

屋敷図に年代の記述はないが、内題に「幸橋御門内柳澤甲斐守屋舗惣坪九千六百四十五坪内七百坪新道上地引」とあり、さらに「全改八千九百四十五坪」と敷地のうち新道分を引いた敷地面積が書かれている。このことから、屋敷図の内容は敷地の一部を幕府に上納し新道が作られた享保16年以降のものである。また、南側に「新造表長屋」とあることから、この長屋が建てられた時期と屋敷図の年代が関連するものと考えられる。ただし、「新造表長屋」の建設時期は明らかではない。

屋敷図によると、敷地の四方には下水がまわり、東側に「表門」が、北側に2カ所の通用門がある。「表門」を入れてすぐのところに柳沢家の屋敷が建っている。

柳沢上屋敷のような大名屋敷は、同一敷地内に藩庁と住居とを棟続きとし、書院造と呼ばれる様式で建てられた。書院造とは室町時代末期に起こり江戸初期に完成した住宅建築の様式で、用途ごとに独立した建物（一殿舎一機能）を複数建て¹⁰、それぞれの建物は、藩庁である公的空間：表向と、住居である私的空間：奥向とに領域が分けられ、各領域には決められた場所からしか出入りすることができなかった。さらに、1棟の建物は複数の部屋からなり、主人が用いる建物には床に段差が付けられた。このうち主座

敷の床を最も高くし^{じょうだん}上段と呼んだ。上段には、床・棚・付書院・納戸（^{かまえ}帳台）構の四つの構成要素からなる座敷飾^{ざしきかざり}が設けられた。座敷飾は、建物の格によって構成が異なった。柱は角柱^{かくちゆう}が用いられ、床には畳を敷き詰め、柱間には明り障子・襖を、縁先には雨戸が立てられた。明暦3年（1657）に起きた「明暦の大火」以降、大名屋敷の「表」には「大書院」「小書院」が、「奥」には「居間」という名称の部屋が作られる傾向にあった¹¹。

屋敷図をみると、屋敷は東側に「玄関」と「小書院」、西側に「住居向」「中奥向」「奥向」とある。つまり、柳沢家上屋敷は、東側の「表」と西側の「奥」とからなっていて、中央にある2本の廊下は「表」と「奥」との境であり、両者をつなぐための廊下であると読み取ることができる。また、絵図に「小書院」の位置が書き込まれているのは、柳沢上屋敷において最も格式が高い部屋であることから特記しているものと言える。

屋敷地の西側には11棟の長屋が、敷地に沿って8棟の長屋が建っている。長屋は家臣の住居として用いられた。

また、東南と北西の隅には「^{いなり}稲荷」が、南側と西側には「^{ばば}馬場」、馬場の南側には「土蔵」が2つあった。

4 東京府庁舎平面の形成過程

本章では、東京府庁舎が柳沢家上屋敷をどのように改修あるいは増改築した上で転用したか具体的に明らかにする。

4-1 東京府庁舎の平面図

管見の限り、初代東京府庁舎全体を示した平面図は、「幸橋内東京府庁総地絵図」（東京都立中央図書館特別文庫蔵）（図3）（以下、平面図と略記する）だけである。平面図には、「明治元年十二月」、「東京府御用掛 大島莊次郎控」と記されている。正式に東京府庁舎を使い始めるのが9月2日であるので、平面図は正式開庁後の様子も示していると考えられる。現時点で、大島莊次郎については明かではない。

平面図は本紙の上に6枚以上の貼り紙がある。本紙には六分（約1.818cm）毎に朱筆で格子が引かれ、その上に平面が書き込まれているが、平面図中に赤線とA・Bで示した位置で格子がずれている。貼り紙には、本紙に引かれた格子を貼り紙上まで引き通しているものと、引き通していないものがある。

また、玄関脇と敷地北側の長屋、玄関を入れて左手（南側）に見える「御白洲」「吟味所」周辺のみ（図中赤枠内）、建具と天井の様子が書き込まれている。

これらのことから、平面図は、柳沢家上屋敷を東京府庁舎に改築し、開庁後にも改修していった過程を示したもので、その内容を随時更新した図面であると考えられる。

4-2 柳沢家上屋敷の東京府庁舎への転用に伴う増改築

柳沢家上屋敷の屋敷図と東京府庁舎の平面図の異同をみることにより、柳沢家上屋敷をそのまま転用した部分と増改築した部分とを明らかにする。絵図で屋敷の西側に見られた11棟の長屋が建っていた部分は、平面図では範囲外である。

4-2-1 柳沢家上屋敷と東京府庁舎とで共通する部分：

① 建物の領域分け

屋敷図と平面図を見比べると、次項で指摘する「中奥」「御白洲」と「吟味所」の2点以外は建物の外形がほぼ同じであるので、東京府は基本的に柳沢家上屋敷の建物構成

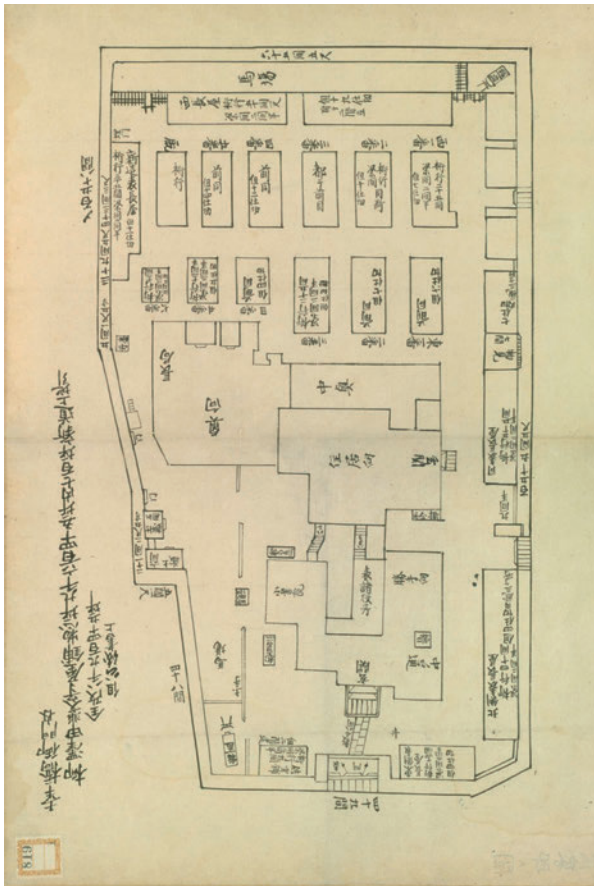


図2 「旧柳沢家邸之図」：屋敷図
(国立国会図書館蔵)

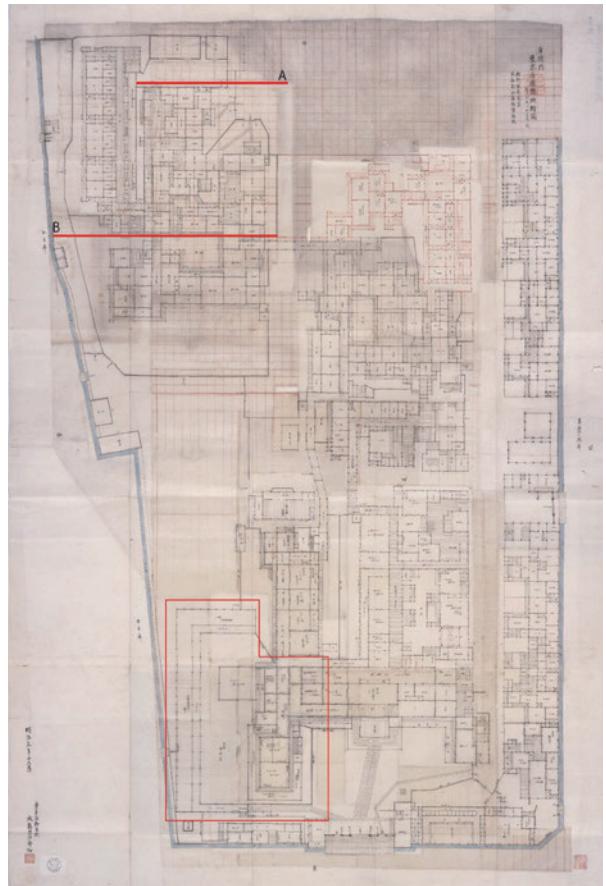


図3 「幸橋内東京府庁総地絵図」：平面図
(東京都立中央図書館特別文庫蔵)

※図2、3とも西が上。

のまま使ったことがわかる。

また、平面図の中央に東西の建物をつなぐ廊下が2本あるが、この2本の廊下は絵図の中央にある2本の廊下と同じである。平面図に見える2本の廊下のうち北側の廊下に「住居持廊下」と書かれていること、屋敷図との対比から屋敷の西側は住居であることがわかる。

東京府庁舎の構成について『東京府行政文書』をめくると、庁舎は「役所向」「住居向」「長屋向」の三領域からなっていたことを読み取ることができる¹²。さらに、「役所向」は裁判を行う空間と役人が業務を行うための「座敷向」とに分かれていた。つまり、開庁当初の東京府庁舎は、大名屋敷・町奉行所の「表」「奥」からなる建物構成を踏襲していたことになる。

② 「表」の構成と「小書院」

屋敷図をみると「表」の建物外形の中に、「玄関」「小書院」「中ノ口通」「勝手向」「表詰所」の文字が書き込まれているが、これらは平面図にも見られる。柳沢上屋敷「表」の基本的な平面構成は、東京府庁舎へも引き継がれたことになる。

このうち「小書院」は、柳沢上屋敷の「表」において格式が高い部屋であったが、東京府庁舎へもその格式の高さが引き継がれた。平面図に記された「小書院」を見ると、西から東へ一之間から四之間の四部屋が一行に並び、南側と北側に御入側と縁側がついている。一之間には、座敷飾のうち、「トコ（床）」と「棚」が正面に、「付書院」が向かっ

て右側についている。このことを証明するように、慶応4年（1868）8月20日、烏丸宰相と東久世が東京府役人と対面する際、両者は「書院」へ着座し、二之間に東京府権判事片桐省介、判事補山口範蔵が着座している。調役・囚獄・上水方は、三之間に出て拝謁、調役・上水方は三之間に侍座し、与力・上水附属町年寄が拝謁している¹³。

4-2-2 柳沢家上屋敷から増改築して東京府庁舎とした部分：

① 中奥の建物

屋敷図で「中奥」とある建物は、平面図では朱筆で平面が書かれ室内意匠が書き込まれている。この部分は東京府庁舎として用いる際に建てられたと考えられる。

② 「御白州」と「吟味所」

屋敷図では「馬場」と「馬見所」があるところに、平面図では「御白州」と「吟味所」とある。詳細は後述するが、「御白洲」と「吟味所」は、江戸時代の町奉行所に作られた裁判空間「裁許所」「公事場」「吟味所」と平面構成が酷似している。これらは、当時の裁判制度に基づいて構成された特殊な平面であるため、もともと柳沢家上屋敷の中にあつたとは考えにくい。このことから、平面図の「御白州」「吟味所」は、柳沢家上屋敷を東京府庁舎に転用する際に、町奉行所の構造と機能の一部を付加して増築したと考える。

4-3 町奉行所の平面と裁判空間

次に、東京府庁舎に町奉行所の「裁許所」「公事場」「吟味所」の構造と機能を付加して増築したことを証明するために、町奉行所について説明する。町奉行所は、元々、御番所と呼ばれていた。御番所が正式に設置されたのは、寛永8年（1621）9月22日、加々爪忠澄・堀直之が江戸の市中を管理する町奉行の職に就き、加々爪に常盤橋門内、堀に呉服橋門内に屋敷が与えられた時である。この二つの御番所は、御番所が置かれた位置関係から、常盤橋門内を北御番所、呉服橋門内を南御番所と呼び分けられていた。その後、元禄11年（1698）、南御番所が鍛冶橋へ移転した。元禄15年（1702）から享保4年（1719）までは町奉行が3名になり、町奉行も南・中・北の3箇所を設置された。享保4年に町奉行が2名体制に戻ると南御番所は数寄屋橋門内へ、文化3年（1806）には北御番所が呉服橋門内へ移り、幕末を迎えた。

御番所は町奉行の役宅で、裁判・行政執務を行う「表」と町奉行の住居である「奥」との二領域からなり、「表」と「奥」は棟続きになっていた。また、同一敷地内に建てられた長屋には町奉行に直接仕えた内与力が居住していた。つまり、先に見た柳沢家上屋敷と同様に、御番所（町奉行所）も「表」「奥」「長屋」からなっていたことになる。

御番所の平面は、国立国会図書館蔵旧幕引継書の中に9枚あり、このうち6枚（南4枚、北2枚）については御番所全体の平面が示されている¹⁴（表1）。南北ともに御番所の平面構成は基本的に同じで¹⁵、通りに面して表門があり、表門に近いところが「表」で、左側が「裁判のための空間」、右側が「行政のための空間」に分れていて、その後ろが奉行の住宅である「奥」になっていた。このうち、町奉行所の「裁判のための空間」の平面が、東京府庁舎の平面に現れている。

4-4 町奉行所「裁許所」「吟味所」の平面

町奉行所の「裁判のための空間」は、主に「裁許所」と「吟味所」とで構成されている。「裁許所」「吟味所」の前には縁が^{えん}つき、さらに縁の外側には白い砂や砂利が敷かれた庭が

設けられていた。「裁許所」前の庭を指す名称は図面によって異なり「白洲」あるいは「公事場」と記されている（表1）。町奉行での詮議の際は、この「裁許所」周辺が使われた。御目見以下の御家人・陪臣が詮議されるために「裁許所」へ出頭する際は、罪人の格によって縁頬（上椽）や落縁（下椽）と白洲（公事場）が用いられた¹⁶。

文化11年（1828）7月に南御番所を修復した際の図面である『町奉行所図』（国立国会図書館蔵）（図4）をみると、「裁許所」（一間半×三間）・「入側」（一間半×二間半）・「入側」（一間半×二間半）の三部屋が横に並んでいて、この三部屋の外側に「上椽」と「下椽」がついていた。「裁許所」と「上椽」との境には建具が入ってなくて明け放されている。さらに、上・下椽の外には「公事場」（三間半×四間半）があった。「公事場」の柱と柱の間には建具がなく、平面に「天井」とあることから半屋内であったことがわかる¹⁷。

「吟味所」は、二間四方の「吟味所」と同規模の部屋（下段）が二列に並び、「吟味所」が庭に接する面に縁がついている。樽椽の前には「練土」が敷かれたスペースと塀が建ち、塀の外側には「砂利」が敷かれている。

表1 町奉行所「裁許所」と「吟味所」の部屋名

絵図面題名		裁許所						吟味所					
南	1 町奉行所図	裁許所	入側	入側	上椽	下椽	公事場	吟味所	下段	吟味所	下段	—	（樽椽）
	2 （文化七年）町奉行所図	裁許所	入側	入側	上椽	下椽	公事場	吟味所	下段	吟味所	下段	—	（樽椽）
	3 天保十三寅年二月四日上ル北御番所御屋敷御住居向其外絵図面	裁許所	入側	入側	上椽	下椽	白洲	吟味所	下段	吟味所	下段	—	（樽椽）
	4 町奉行役宅	裁許所	入側	入側	上椽	下椽	公事場	吟味所	下段	吟味所	下段	—	（樽椽）
北	1 天保十一子年北御番所絵図面	裁許所	同御次	同続吟味所	（畳縁）	（板縁）	白洲	廊下		詮議所		詮議所	（樽椽）
	2 天保十二丑年北御番所御屋敷御住居絵図面	裁許所	次之間	（部屋名無）	（樽縁）		白洲	詮議所	物置	詮議所	物置	—	（樽椽）

（いずれも国立国会図書館蔵）

4-5 東京府庁舎「御白洲」「吟味所」の平面

町奉行所の平面図と東京府庁舎の平面図とを対比すると、東京府庁舎の平面図中に見られる「御白洲」は町奉行所という「裁許所」を指し、町奉行所「裁許所」の平面と酷似している。

東京府庁舎の「御白洲」は、「御白洲」（一間半×三間）・「御次」（一間半×二間）の二部屋が横に並び、この二部屋の前に畳敷きの縁と部屋と並行に板がついた「縁側」がついている。この構成は、町奉行所の「御裁許所」「入側」の三部屋の前に「上椽」と「下椽」がついていたことと同じである。部屋と縁との境および畳縁と板縁との境は「ムメ（無目）」と書かれている。「無目」とは敷居に建具を立てるための溝を彫らない構造のことを指し、この部分に建具は立てない。このため、「御白洲」と「縁」との間は明け放し

の状態になる。下椽の外には柱で囲まれた四間半×四間の空間があり、柱と柱の間には建具がたたず、「板天井」「砂利敷」とあることから半屋内であったことがわかる。

「吟味所」は、三間半×三間の部屋が二部屋並んでいて、この二部屋の周りに縁がまわっている。縁の外には瓦塀が建っているが、縁と瓦塀の間は「庇」屋根がかかっている。玄関からみて奥側（西側）の部屋は、長手方向を一間半と二間に仕切る壁が立てられている。

つまり、東京府庁舎の「御白洲」－畳縁－「縁側」－砂利敷の構成は、町奉行所の「裁許所」－「上椽」－「下椽」－「公事場（白洲）」と同じで、「吟味所」についても東京府庁舎と町奉行所と同様の平面構成であった。

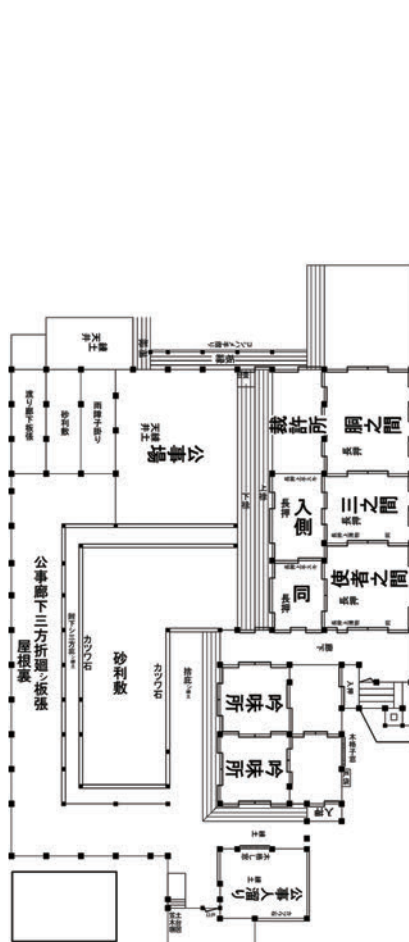


図4 「裁許所」「吟味所」部分
『町奉行所図』（国立国会図書館蔵）より復元した。

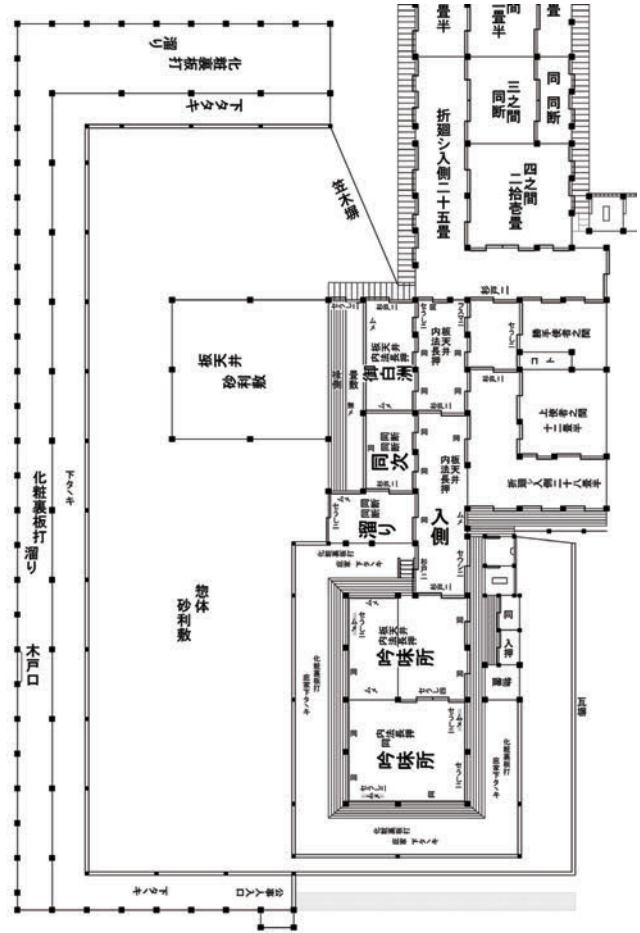


図5 「御白洲」「吟味所」部分
『幸橋内東京府庁総地絵図』（東京都立中央図書館特別文庫蔵）より復元した。

5 明治5年度郷村掛執務室の改修

東京府庁舎は、慶応4年9月2日に正式開庁したが、現在でも建物を実際に使い始めてからその不便さに直面し改良していくように、東京府庁舎についても業務が進むにつれて、使い勝手をよくするために改修された。

そこで、明治5年度に行われた郷村掛執務室の改修を例にその内容と要因を検討する。

5-1 郷村掛の変遷

郷村掛執務室の改修が明らかになる書類は、先掲の「営繕検印帳扣」に加えて、『諸伺留・旧郷村掛取扱・8号〈第三課〉』（請求番号：605・D4.03）と『庶務伺留・旧郷村掛取扱・9号終〈第三課〉』（請求番号：605・D4.04）に収められている。いずれの書類も郷村掛から東京府の参事宛に提出された伺いである。伺いが許可されると、その内容が営繕掛に回され、実際に工事が行われた。

郷村掛は、明治4年（1871）2月5日に東京府の組織が9局2所1掌で構成された際、常務局9掛の1つとして設けられた¹⁸。この時の郷村掛の職掌は、『政府建白伺願録』（請求番号：605・D8.06）に「勸農収税」とある。その後、郷村掛は同年8月9日に物産局とともに市井掛に合併、さらに、9月14日に元郷村掛と物産掛を租税掛に改め出納掛に合併されたが、明治5年（1872）1月25日には租税掛を郷村掛と改められた¹⁹。明治6年（1873）2月18日に東京府の組織が再び改定され、郷村掛は庶務掛に合併された。

郷村掛執務室改修に関する書類の初見は、明治5年（1872）1月27日付のものである。書類の内容は明治5年の組織改変時のものである。

郷村掛執務室の改修点は、①詰所の拡張、②床座から椅子座への変更、③ガラス障子のたて入れの3点である。

① 郷村掛詰所の拡張

明治5年1月27日、郷村掛から参事へ郷村掛詰所が手狭になったため詰所の拡張計画を伺い出ている（資料1）。その具体的な内容は、それまでの郷村掛詰所は狭くて書物類の置所がないので、詰所の北側にある「落間」を取り込みたいというものである。落間とは、他の部屋の床よりも一段低い部屋のことを言う。具体的に平面図上でどの部屋を指すのかは明らかではない。

さらに、同年3月23日には、この拡張したばかりの郷村掛詰所でも手狭なため、^{ちよう}庁掌所と^{しやう}囚獄掛り詰合所とを合併して郷村掛詰所とし、その代わり、囚獄掛りへは郷村掛が元々使っていた郷村掛詰所を渡したいと伺い出ている（資料2）。

先述のように、この時期の郷村掛は、他掛との合併などにより掛の規模や人員が増えたとみられ、これに伴って従来の執務室が手狭になったため部屋を拡充しようと試みている。

資料1²⁰

参事 ㊤

郷村掛 ㊤ ㊤ ㊤

当詰所在来ニては間狭ニて諸書物類置所等無之候間、同所北之方落間有之候所を一ト間ニ取込申度、模様替被仰付御許用相成候ハ、営繕掛へ御達可被下此段相伺申候
(明治五年) 壬申正月廿七日

資料2²¹

参事 ㊤

郷村掛 ㊤ ㊤

当掛詰合所手狭ニて不便利ニ付、今般庁掌所被廢候ニ付てハ囚獄掛り詰合所合併、当掛え御渡シ被下度、尤囚獄掛りハ是まで当掛詰合之处相渡候様いたし度、此段相伺候也

(明治五年)

壬申三月廿三日

② 床座ゆかざから椅子座（腰掛け）への変更

郷村掛執務室の拡張と部屋替えが進むと同時に部屋内に置く什器の準備も進んだ。それまで板床の上に直接座っていたのをやめ腰掛けに座る、いわゆる「床座から椅子座」へと変更するため、腰掛台みそかの注文を伺い出た。

同年5月晦日、郷邨戸長詰所が囚獄掛詰所の跡へ移った。この部屋替えに伴って、それまで板の間に直接座っていたが座りにくいため、宮繕掛から腰掛台4脚を受け取りたいと伺い出ている（資料3）。

9月には郷村掛が村役人を呼び出すにあたって、板間に座って対面するのは不都合であるので椅子座にするため、新規に腰掛台を10脚注文している（資料4）。

資料3²²

参事

郷邨掛

郷邨戸長詰所今般囚獄掛詰所跡引移候處、同所之儀は板間等にて候分着座等もいたしかたく候間腰掛台四脚程宮繕掛より受取相渡候間、此段相伺候也

(明治五年)

壬申五月晦日

資料4²³

参事 ㊦

郷村掛 ㊦ ㊦ ㊦㊦

一、腰掛台 拾

右は当掛おみて御用筋有え村役人とも呼出之節坐席板間にて接対向不都合有え間新規出来渡方相成候様出納掛え御達相成度、此段相伺候也

(明治五年)

壬申九月

③ ガラス障子のたて入れ

郷村掛執務室が拡張し部屋数が増えていくと光が入りにくい部屋が出てきたため、イ：居間、ロ：詰所、ハ：訴所、ニ：分課地券取調詰所、ホ：郷村掛御白洲縁側の明り障子をガラス障子に入れ替えたいとの伺いが出されている（表2）。

イ：居間

明治5年4月18日、郷村掛は、郷村掛の居間が奥深いところにあり、「自然雨天等猶更朦朧」としてしまうことから、建障子の中にガラスを入れたいと伺い出ている（表2-No. 1）。この時代は、一枚の大きな板硝子を製造する技術がなかったため、それまでの明り障子のように格子を組んだ中に小判の板硝子を入れてガラス障子としていた。このことから、建障子とは、格子を組んだ上に障子紙を貼った明り障子を指すと考えられる。

ロ：詰所

8月、郷村掛詰所の開口部にたてる建具が明り障子のままでは不都合であるので全てガラス障子に替えたいと伺い出ている（表2-No. 2）。

ハ：訴所

9月、郷村掛受付所を訴所の中へ設けるためにガラス障子を入れたいと伺い出ている。

これは、冬に向けての寒さ対策でもあった（表2-No. 3）。

また、9月27日付の書類では、訴所の建物は「下家葺下シ」と書かれていて、主屋の前に下家があり、下家に庇を架けるわけではなく、主屋から下家へ大きな屋根をかけたことがわかる。下家は「縁」にあたり、縁先には「雨障子」がたてられていたが、採光をよくするためガラス障子に入れ替えたいと伺い出ている（表2-No. 4）。

二：分課地券取調詰所

分課地券取調詰所は、建物が込み合っていたため光が入りにくく室内が暗かったので、屋根の上に「引窓」が作られていた。「引窓」とは、屋根の勾配に沿って開けた穴に枠を付け、スライドして開閉できる建具を詰め込み、その上に網を張ったもので、天窗とも呼ばれる。当初、分課地券取調詰所の「引窓」には明り障子を入れていた。

しかし、風雨によって障子紙が破れ雨漏りしてしまったため、明り障子をガラス障子に変えたいと伺い出ている（表2-No. 5）。結果、「引窓」にガラス障子が入れられたが、それでも暗くて差し支えるので、部屋内の一箇所の建具についてもガラス障子にしたいと伺い出ている（表2-No. 6）。

ホ：郷村掛御白洲縁側

この他にも、郷村掛御白洲縁側「白洲」と「縁」の間にガラス障子をたてたことは、「営繕検印帳扣」（請求番号：605. D7. 13）に編綴された「営繕検印帳扣 東京府三田長右衛門より郷村掛御白洲縁側ガラス障子出来入用下渡願及び同人より受取書」（綴込番号：*(012)013）からも明らかになる（資料5）。また、ガラス障子の仕様も明らかになる。

資料5

（朱）府庁費廿四日払

以書付奉願上候

検 ㊦

一、金貳拾七円六十四銭 ㊦

表2 郷村掛執務室へのガラス障子の導入

No.	月日	部屋名	内容	綴込番号
1	4月18日	居間	掛之居間奥深ニ有之候に自然雨天等猶更朦朧可有之、依ては建障子中えカラス張方有之候様致度相伺也	072
2	8月	詰所	当掛詰所之儀、通例之障子にては明り取不宜差支候間、都てカラス障子ニ相成候様いたし度御許容之上は営繕掛へ御達被下度、此段相伺候也	023
3	9月	訴所内	当掛受付所之儀、訴所中へ別段座ヲ設官員出座罷在候処、追々寒気ニも向凌兼候間、同所中老坪之場所左右板張正面カラス障子ニ模様替仕度、御許容之上は営繕掛へ御達被下度、此段相伺候也	032
4	9月27日	受付所	当掛訴所之儀、下家葺下シにて間暗故明り取之為在来雨障子式枚出来有之候処、雨中之度々破れ雨漏いたし差支候間、カラス障子模様替いたし度候間、其段営繕掛へ御達被下度、此段相伺候也	033
5	11月4日	分課地券取調詰所	当掛分課地券取調詰所之儀、建家込合之場所にて明り取之為先般引窓壱ヶ所出来候処、高場にて風当強く破れ、其上雨漏いたし差支候間カラスにて出来候様仕度、且又同所在来通例之障子ニ有之明り取不宜候間、カラス障子新規出来候様、右廉々御許容之上は営繕掛へ御達被下度、此段相伺候也	049
6	11月8日		当掛分課地券取調詰所之儀、建家込合之軒先キ狭ク明り取之為メ先般引窓壱ヶ所出来候処、右ニても闇ク差支候間、新規壱ヶ所カラスにて早々出来候様仕度御許容之上は営繕掛へ御達被下度、此段相伺候也	054

No. 1：『諸伺留・旧郷村掛取扱・8号〈第三課〉』（請求番号：605. D4.03）

No. 2～6：『庶務伺留・旧郷村取扱・9号終〈第三課〉』（請求番号：605. D4.04）

右は郷村掛御白洲縁側ガラス障子皆出来御見分済ニ相成難有仕合ニ奉存候、前書之通御入用御下ケ渡シ被下度、此段奉願上候、以上、

壬申九月

三田長右衛門 ㊟

この書類には、「郷村掛御白洲御縁側ガラス障子御入用書」がついていて、ガラス障子の仕様が記されている。これによると、郷村掛御白洲御縁側に立てられたガラス障子は、框（枠）に^{とどまつ}楹が用いられ、障子下部の腰板には杉の赤み板が用いられガラスをはめ込んでも丈夫であるように出来ているとも書かれている。この時に作られたガラス障子は3種類である（表3）。

表3 郷村掛御白洲御縁側に用いられたガラス障子

建具の寸法 (高さ×巾)	ガラス枚数 (障子1本につき)	単価 (1本につき)	合計 (2本1組)
5尺 × 9尺3寸5分	12枚	3円20銭	6円40銭
5尺7寸×7尺6寸5分	12枚	3円6銭	12円24銭
5尺7寸×6尺	8枚	2円25銭	9円
			27円64銭

なお、「宮繕検印帳扣」には常務掛白洲²⁴と出納御役所にもガラス障子をたて入れた書類がある。また、明治4年～5年にかけての支払い帳簿である『諸払証書綴』（請求番号：605・D7.14）には、府庁舎で用いるガラス障子の購入を高木吉兵衛が請け負った際の証書がある²⁵。ゆえに、この時期、ガラス障子をたて入れるのは郷村掛に限ったことではなく、庁舎全体で行われたことがわかる。その理由は、東京府庁舎とした建物は、元々、いくつかの建物を連ねて建てた大名屋敷であったことから、採光面に問題があり、その改善のためであったことは、郷村掛執務室の事例からも明らかである。

6 まとめ

本稿は、旧大和郡山藩柳沢家上屋敷の初代東京府庁舎への転用過程と明治5年度に行われた郷村掛執務室の改修とその理由を明らかにした。

本稿で明らかにしたことは、以下の通りである。

- ・東京府庁舎は、旧柳沢家上屋敷、つまり大名屋敷の「表」「奥」「長屋」からなる建物構成を踏襲し、町奉行所の「裁許所」「吟味所」の構造と機能を付加して増築した。
- ・明治5年度に行われた郷村掛執務室の改修は、掛編成に伴う執務空間の拡張を目的としていたが、これにともない建物の奥深くに位置する執務室の採光をよくするためにガラス障子が用いられた。
- ・郷村掛執務室の拡張・改修と同時に椅子座が導入された。

本稿により、東京府が旧大名屋敷と町奉行所の構成を継承した庁舎において執務するにあたり不便であったことの一つに「採光」があり、その解消方法として従来の明かり障子からガラス障子への入れ替えが採用されたことが明確になった。

【参考文献・HP】

- 東京府『東京府史 府会篇』1929
 大熊喜邦『江戸建築叢話』、東亜出版社、1947
 東京都『東京市史稿 市街篇第五十一』1961
 石田潤一郎『都道府県庁舎 その建築史的考察』、思文閣出版、1993

波多野純『城郭・侍屋敷古図集成 江戸城Ⅱ＜侍屋敷＞』至文堂、1996
 東京都公文書館『都史紀要四十一 明治期東京府の文書管理』2013
 「東京都組織沿革」東京都公文書館公式HP 東京都組織沿革 - 東京都公文書館 (<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu/archives/0702enkaku.htm>) 20211216 アクセス
 「東京府の開庁」東京都公文書館公式HP
<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu/archives/0402lobby05list.pdf> 20211216 アクセス

註

- 1 「舊藩邸官用地トシテ上地替」、東京都『東京市史稿 市街篇第五十二』、1962、pp. 59-88
- 2 『東京府御開書留 [東京府開設書] 〈常務方持〉明治元辰年8月より』（請求番号：605. A4.01）、『府治類纂・府務・戊辰・（東京市による写本）』（請求番号：634. B7.11）、『東京府日誌（第1、第2）、戊辰（8月、10月）・東京府布令書、（第1-第5）己巳（3月-5月）・1』（請求番号：634. D4.12）、『太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第六十二卷・地方・行政区一』（国立公文書館蔵）
- 3 「伯爵柳澤家回答」、『東京市史稿 市街篇第十八』1933所収、pp. 525～526
- 4 註3に同じ、『御府内往還其外沿革図書 文久之酉年調継 四』（請求場号：ZH-705）
- 5 註3に同じ
- 6 「幸橋門内上屋敷表門絵図物語」公益財団法人郡山城史跡・柳沢文庫保存会HP、柳沢文庫 (<http://www.mahorobane.jp/~yngbunko/top.html>)、20211216 アクセス
- 7 『御府内往還其外沿革図書 文久元酉年調継 四』（請求番号：ZH-705）
- 8 註6に同じ
- 9 東京大学地震研究所編『新収日本地震史料第五巻別巻二ノ二』1985、p. 1257
- 10 平井聖『日本の近世住宅』鹿島研究所出版会SD選書、1968
- 11 註10に同じ
- 12 「役所向」「住居向」「長屋向」という呼び方は、以下の公文書に記されている。
 「明治4年6月18日 構内住居の向は鳴物の義都て難の旨達」、「明治4年6月 書記局より各局へ役所向取締の儀各局の宿直にて心得構内御長屋向は住居の者心付て実地取締行届致し本局宿直巡邏は当月限りの旨伺達」『庁中達 〈知事官房〉』（請求番号：605. C4.10、綴込番号：045、047）
- 13 『東京府日誌』（請求番号：634. D4.12）
- 14 波多野純「江戸の町奉行所の平面と白洲の空間構成」『日本建築学会大会学術講演梗概集』1996、pp. 113-114ほか
- 15 大熊喜邦「大岡越前守の南町奉行所」『江戸建築叢話』、東亜出版社、1947、pp. 31-55
- 16 「3 与力同心相勤候諸御役の覚」、千代田区教育委員会『原胤昭旧蔵資料調査報告書（1）—江戸町奉行所与力・同心関係資料—』2008、pp. 97-110
- 17 註14に同じ
- 18 『府史提要・2（明治4年より5年）』（請求番号：634. A7.02）、「東京府郷村掛ノ印章印影ヲ彫刻ス」『太政類典・第1編・慶応3年～明治4年』（国立公文書館蔵、請求番号：太00041100）
- 19 「東京都組織沿革」東京都公文書館公式HP 東京都組織沿革 - 東京都公文書館 (<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu/archives/0702enkaku.htm#f>) 20211216 アクセス
- 20 「郷村掛詰所模様替の件」『諸伺留・旧郷村掛取扱8号 〈第三課〉』（請求番号：605. D4.03、綴り込み番号：005）
- 21 「郷村掛り詰所手狭に付囚獄掛り詰所へ合併の義伺」『庶務伺留・旧郷村取扱・8号 〈第三課〉』（請求番号：605. D4.03、綴り込み番号：054）
- 22 「郷村戸長詰所今般囚獄掛り詰所跡引移云々」『庶務伺留・旧郷村取扱・9号終 〈第三課〉』（請求番号：605. D4.04、綴り込み番号：011）
- 23 「当掛入用の腰掛台新規出来伺云々」『庶務伺留・旧郷村取扱・9号終 〈第三課〉』（請求番号：605. D4.04、綴り込み番号：026）
- 24 『諸証書綴』（請求番号：605. D7.14）には、経師職上野長兵衛へ「カラス紙張洗方」の手間賃を支払った証書がある。「明治4年12月 絵師職上野長兵衛より常務掛白洲カラス紙張洗方手間賃銀下渡願証書」（綴込番号：*005）
- 25 「明治4年12月 高木善兵衛より御府役所カウス障子請負代金払下の旨願出」（綴込番号：*045）、「明治4年12月17日 高木善兵衛より御府役所カウス障子請負代金払下の旨願出」（綴込番号：*046）

※本報告書の著作権は東京都にあります。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。